

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年6月6日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成27年東村山市条例第9号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第186号)の施行に伴い、低所得世帯等の利用者負担の軽減を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成27年東村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条第1項中「定める額」の次に「(当該支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第4項に規定する要保護者等に該当する場合であって、かつ、当該支給認定子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている支給認定保護者(当該支給認定保護者の配偶者を含む。)又は扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の所得割の額(同表備考第8項に規定する所得割の額をいう。)を合計した額(以下「世帯合計所得割額」という。)が77,101円未満である場合にあつては、別表第2に定める額)」を加える。

第4条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1備考第1項中「最年長の子ども」を「最年長の子」に、「第1子以外の子ども」を「第1子以外の子」に、「年長の子ども」を「年長の子」に、「当該子ども」を「当該子」に、「第2子以外の子ども」を「第2子以外の子」に改め、同表備考第2項に次のただし書を加える。

ただし、特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合であつて、かつ、世帯合計所得割額が57,700円未満である場合にあつては、その特定被監護者等の数により認定する。

別表第1備考第3項中「子ども」を「支給認定子ども」に、「父母その他の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する直系血族等であつて、）」を「支給認定保護者（当該支給認定保護者の配偶者を含む。）又は扶養義務者（）」に改める。

別表第2備考第1項中「別表第1」の次に「又は別表第2」を加え、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東村山市保育所の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後の保育に係る利用者負担について適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表第2の適用を受ける者の適用日から平成29年3月31日までの間における3歳以上児に係る利用者負担については、同表の規定にかかわらず、附則別表によるものとする。
- 3 前項の規定に基づく利用者負担については、新条例別表第2備考の規定を準用する。

（利用者負担の調整）

- 4 この条例による改正前の東村山市保育所の利用者負担に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた利用者負担は、新条例の規定に基づき支払われた利用者負担とみなす。

別表第2 (第3条)

特例保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件			利用者負担の額 (単位: 円)			
				3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B階層	当該年度分(4月から8月にあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯			0	0	0	0
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯			3,300	3,200	3,050	2,900
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 5,000円未満	3,800	3,700	3,500	3,400
		第2階層	5,000円以上 26,800円未満	4,400	4,300	4,050	3,900
		第3階層	26,800円以上 48,600円未満	6,000	5,800	5,050	4,900
		第4階層	48,600円以上 72,800円未満	6,800	6,600	5,900	5,700
		第5階層	72,800円以上 77,101円未満	8,150	8,000	6,550	6,400

備考

- この表における利用者負担の額(単位: 円)の欄に掲げる額は、上段の額を第1子、下段の額を第2子以降の子ども1人当たりの月額とする。この場合において、「第1子」とは、最年長の子(最年長の子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子以降」とは、第1子以外の子をいう。
- 前項の第1子又は第2子以降の区分は、同一世帯に属する特定被監護者等の数により認定する。
- 前2項に定めるもののほか、この表における利用者負担の額の算定については、別表第1備考第3項から第9項まで(第7項を除く。)の規定を準用する。

附則別表（附則第2項）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における3歳以上
 児に係る特例保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件		利用者負担の額（単位：円）		
			保育標準時間	保育短時間	
B階層	当該年度分（4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯		0 0	0 0	
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯		2,950 0	2,800 0	
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつてその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 5,000円未満	3,400 0	3,300 0
		第2階層	5,000円以上 26,800円未満	3,950 0	3,800 0
		第3階層	26,800円以上 48,600円未満	4,950 0	4,800 0
		第4階層	48,600円以上 72,800円未満	5,650 0	5,500 0
		第5階層	72,800円以上 77,101円未満	6,300 0	6,100 0

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養の義務を負う者をいう。以下同じ。）（以下「利用者」と総称する。）が保育所の利用に際し負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担の額及び徴収)

第3条 市長は、公立保育所において支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの利用者から別表第1に定める額（当該支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4項に規定する要保護者等に該当する場合であつて、かつ、当該支給認定子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている支給認定保護者（当該支給認定保護者の配偶者を含む。）又は扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の所得割の額（同表備考第8項に規定する所得割の額をいう。）を合計した額（以下「世帯合計所得割額」という。）が77,101円未満である場合にあつては、別表第2に定める額）を徴収するものとする。

2 (略)

旧 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養の義務を負う者をいう。以下同じ。）（以下「利用者」と総称する。）が保育所の利用に際し負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担の額及び徴収)

第3条 市長は、公立保育所において支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの利用者から別表第1に定める額を徴収するものとする。

2 (略)

新 条 例

(利用者負担の額の減免)

第4条 市長は、別表第3に定める基準により利用者負担の額を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第3条)

保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額 (単位: 円)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
(略)	(略)	(略)		(略)	

備考

- この表における利用者負担の額 (単位: 円) の欄に掲げる額は、上段の額を第1子、中段の額を第2子、下段の額を第3子以降の子ども1人当たりの月額とする。この場合において、「第1子」とは、最年長の子 (最年長の子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子」とは、第1子以外の子のうち、その次に年長の子 (当該子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の子をいう。
- 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、同一世帯に属する支給認定子ども (規則で定める施設、事業又は支援を利用し、保育等の提供を受けた者に限る。) の数により認定する。ただし、特定被監護者等 (令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が同一世帯に2人以上いる場合であって、かつ、世帯合計所得割額が57,700円未満である場合にあつては、その特定被監護者等の数により認定する。
- この表における基準階層区分及び所得階層区分は、当該保育所に入所

旧 条 例

(利用者負担の額の減免)

第4条 市長は、別表第2に定める基準により利用者負担の額を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第3条)

保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額 (単位: 円)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
(略)	(略)	(略)		(略)	

備考

- この表における利用者負担の額 (単位: 円) の欄に掲げる額は、上段の額を第1子、中段の額を第2子、下段の額を第3子以降の子ども1人当たりの月額とする。この場合において、「第1子」とは、最年長の子ども (最年長の子どもが2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子」とは、第1子以外の子どものうち、その次に年長の子ども (当該子どもが2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の子どもをいう。
- 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、同一世帯に属する支給認定子ども (規則で定める施設、事業又は支援を利用し、保育等の提供を受けた者に限る。) の数により認定する。
- この表における基準階層区分及び所得階層区分は、当該保育所に入所

新 条 例

し、又は在籍する支給認定子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている支給認定保護者（当該支給認定保護者の配偶者を含む。）又は扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の課税額の合計（以下「世帯合計課税額」という。）により認定する。

4～9 （略）

旧 条 例

し、又は在籍する子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている父母その他の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する直系血族等であって、家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の課税額の合計（以下「世帯合計課税額」という。）により認定する。

4～9 （略）

新 条 例

旧 条 例

別表第2 (第3条)

特例保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額(単位:円)					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
B階層	当該年度分(4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0		
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯	3,300	3,200	3,050	2,900		
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつてその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 5,000円未満	3,800	3,700	3,500	3,400
		第2階層	5,000円以上 26,800円未満	4,400	4,300	4,050	3,900
		第3階層	26,800円以上 48,600円未満	6,000	5,800	5,050	4,900
		第4階層	48,600円以上 72,800円未満	6,800	6,600	5,900	5,700
		第5階層	72,800円以上 77,101円未満	8,150	8,000	6,550	6,400

備考

- この表における利用者負担の額(単位:円)の欄に掲げる額は、上段の額を第1子、下段の額を第2子以降の子ども1人当たりの月額とする。この場合において、「第1子」とは、最年長の子(最年長の子が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子以降」とは、第1子以外の子をいう。

新 条 例

2 前項の第1子又は第2子以降の区分は、同一世帯に属する特定被監護者等の数により認定する。

3 前2項に定めるもののほか、この表における利用者負担の額の算定については、別表第1備考第3項から第9項まで（第7項を除く。）の規定を準用する。

別表第3（第4条）

保育所利用者負担額減免基準表

減免条件		減免の区分及び減額範囲
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表は、別表第1又は別表第2に定める保育所利用者負担額表の基準階層区分が、C階層又はD階層である場合に適用する。

2～4 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東村山市保育所の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後の保育に係る利用者負担について適用する。

(経過措置)

2 新条例別表第2の適用を受ける者の適用日から平成29年3月31日までの間における3歳以上児に係る利用者負担については、同表の規定にかかわらず、附則別表によるものとする。

旧 条 例

別表第2（第4条）

保育所利用者負担額減免基準表

減免条件		減免の区分及び減額範囲
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表は、別表第1に定める保育所利用者負担額表の基準階層区分が、C階層又はD階層である場合に適用する。

2～4 (略)

新 条 例

3 前項の規定に基づく利用者負担については、新条例別表第2備考の規定を準用する。

(利用者負担の調整)

4 この条例による改正前の東村山市保育所の利用者負担に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた利用者負担は、新条例の規定に基づき支払われた利用者負担とみなす。

附則別表（附則第2項）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における3歳以上児に係る特例保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額（単位：円）		
		保育標準時間	保育短時間	
B階層	当該年度分（4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯	0 0	0 0	
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯	2,950 0	2,800 0	
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつてその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層 1円以上 5,000円未満	3,400 0	3,300 0
		第2階層 5,000円以上 26,800円未満	3,950 0	3,800 0
		第3階層 26,800円以上 48,600円未満	4,950 0	4,800 0
		第4階層 48,600円以上 72,800円未満	5,650 0	5,500 0
		第5階層 72,800円以上 77,101円未満	6,300 0	6,100 0

旧 条 例